

臨時福祉給付金／障害・遺族年金受給者向け給付金

今年も臨時福祉給付金を支給します。また、障害・遺族年金受給者向け給付金を支給します。

臨時福祉給付金

消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得が低い方々に暫定的・臨時的な措置として、昨年度に引き続き臨時福祉給付金の支給を行います。

■給付対象者

平成 28 年 1 月 1 日時点で庄原市に住民登録のある方で、平成 28 年度分の市民税（均等割）が課税されていない人

※ただし、市民税が課税されている方に扶養されている場合や生活保護の受給者は原則対象となりません。

■給付額

対象者（個人） 1 人につき 3 千円

障害・遺族年金受給者向け給付金

賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の低い障害・遺族基礎年金受給者を支援し、消費を促すために、障害・遺族年金受給者向け給付金を支給します。

■給付対象者

平成 28 年度臨時福祉給付金対象者のうち、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金などの平成 28 年 4 月分または 5 月分の受給がある人

※ただし、高齢者向け給付金（平成 27 年度臨時福祉給付金の対象者であり、平成 28 年度中に 65 歳以上になる方に対し 3 万円を給付）を既に受給している方は対象外となります。

■給付額

対象者（個人） 1 人につき 3 万円

■申請手続

対象者と思われる方には 7 月末に案内文書を送る予定です。具体的な申請期間や申請手続についてはそちらをご確認ください。

ただし、次に該当する方は案内が届きませんので、ご自身が対象になると思われる方は、お気軽にお問い合わせください。

①平成 28 年 1 月 2 日以降に転入した方
→ 平成 28 年 1 月 1 日に住民登録されていた市町村にお問い合わせください。

②住民票と異なる場所に居住しているなど送付先が確認できない方

→ 事前に送付先をお知らせください。

③確定申告の未申告などにより平成 28 年度の市民税（均等割）非課税が確認できない方

→ 税務課市民税係（☎ 0824-73-1146）または各支所地域振興室・市民生活室にお問い合わせください。

■その他

申請期間などは各市町村で異なります。庄原市以外が申請先となる方は事前にその市町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認をお願いします。



詐欺にご注意!! 「振り込め詐欺」や「個人情報搾取」にご注意ください。

問い合わせ 社会福祉課生活福祉係（給付金専用ダイヤル） ☎ 0824-73-1737